

防災・減災、国土強靭化対策の継続、拡充等に関する意見書

近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、全国各地で大規模自然災害による甚大な被害が相次ぎ、気候変動の影響により更なる頻発化・激甚化が懸念されている。

令和2年7月豪雨では、県内においても、多くの箇所で河川の氾濫や土砂災害が発生し、国道41号やJR高山本線が不通になるなど多大な被害を受け、現在も復旧作業を継続している被災箇所もあり、国土強靭化は依然として喫緊の課題である。

平成30年度から始まった「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策（以下「3か年緊急対策」という。）」により、国と地方が一体となってハード、ソフトの両面から防災・減災、国土強靭化対策を集中的に取り組んでいるが、対策が必要な箇所はいまだ多数存在しており、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要である。

よって、本北方町議会は、国において、防災・減災、国土強靭化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 強靭な国土づくりをより強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の後に続く、新たな5か年の計画を策定し、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 令和2年度で終了することとされている緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策事業等については、地方公共団体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、令和3年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にするなど地方財政措置を拡充すること。
- 3 老朽化が急速に進む社会インフラに対し、長寿命化計画に基づく予防保全型の修繕・更新が図られるよう予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

岐阜県本巣郡北方町議会